

グループ全体のガバナンスの推進

WEB より詳しい情報はCSRサイトへ

リンテック ガバナンス

検索



リンテックグループの考え

リンテックグループは、法令遵守を徹底し、経営の透明性と企業倫理の意識を高め、迅速な意思決定と効率的な業務執行をしていくことが、コーポレートガバナンスの基本だと考えています。その充実・強化を通じて、リンテックグループの企業価値および株主共同利益のさらなる向上を目指します。

コーポレートガバナンス体制 (2022年7月1日現在)

リンテックでは、機関設計*1として監査等委員会設置会社*2を選択しており、監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図っています。なお、取締役は12人であり、うち3人が監査等委員である取締役です。当社の社外取締役は5人(男性:3人、女性:2人)で、うち4人(男性:2人、女性:2人)が独立社外取締役、うち2人(男性:1人、女性:1人)が監査等委員である取締役となっています。

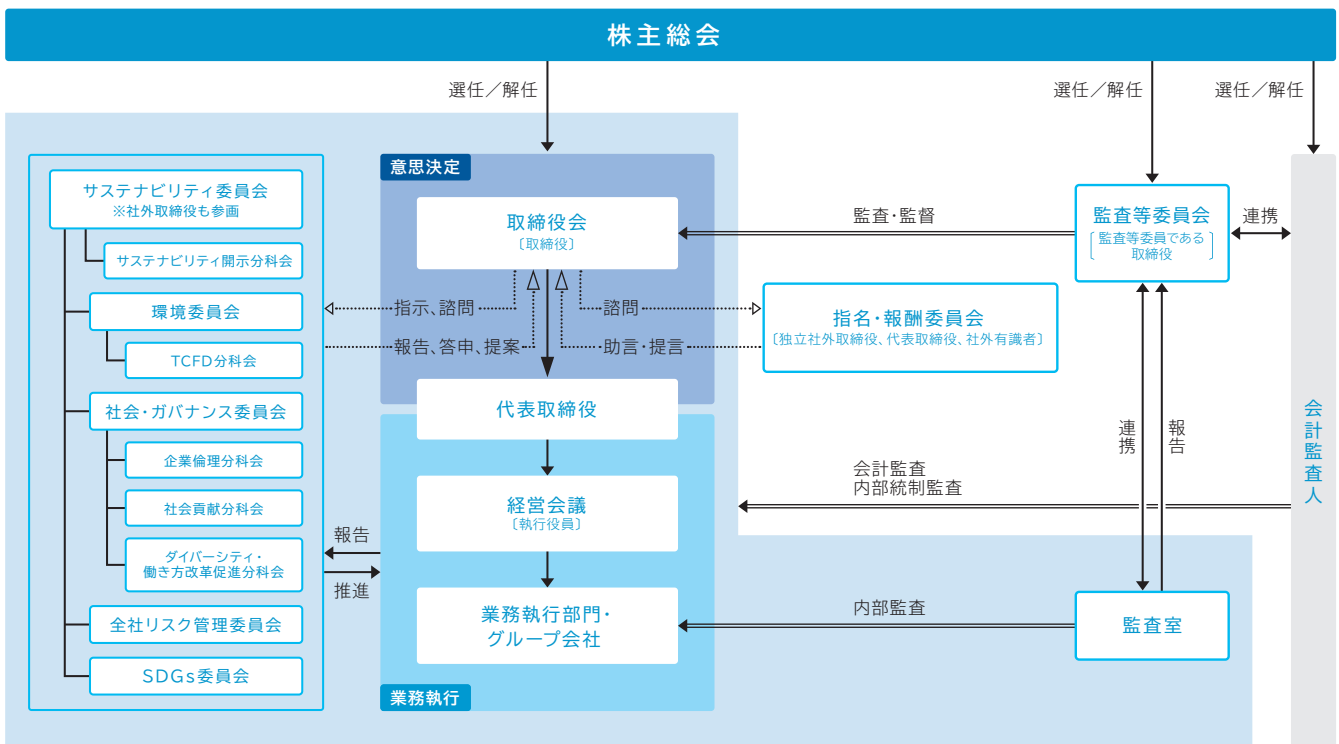
このほか、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会(委員は独立社外取締役全員および代表取締役全員な

らびに社外有識者とし、過半数を独立社外取締役としたうえで、委員長を独立社外取締役の中から選任)」を設置しており、役員の報酬・人事の妥当性の確認およびコーポレートガバナンス全般に関する意見形成・提言などを行っています。なお、取締役の年齢構成は70代が2人、60代が7人、50代が3人となっています。

コーポレートガバナンス・コード*3への対応

リンテックでは、コーポレートガバナンス・コードを遵守しています。これまで同コードを参考に、取締役会実効性評価によるPDCAの実施、コーポレートガバナンス委員会設置などの取り組みを積み重ねてきました。

■ コーポレートガバナンス体制



*1 機関設計：株式会社の意思決定や運営などを行う「機関」(株主総会、取締役会など)の構成を決めること。

*2 監査等委員会設置会社：監査等委員として選任された取締役3人以上(過半数は社外取締役)で構成する監査等委員会が取締役の業務執行を監査・監督する株式会社。

*3 コーポレートガバナンス・コード：コーポレートガバナンスの強化を図り、上場企業が守るべき行動規範の主要な原則を取りまとめたもの。

■ コーポレートガバナンス強化の取り組み

年度	取り組み
2004年	<ul style="list-style-type: none"> 初めて社外取締役を選任
2006年	<ul style="list-style-type: none"> 「監査室」を新設 役員報酬制度を改革(「退職慰労金」廃止、「株式報酬型ストックオプション」導入) 「評価報酬諮問会議」を新設(役員報酬の妥当性を確認する会議体)
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 「CSR推進室」を新設 社外取締役が2人体制に
2011年	<ul style="list-style-type: none"> 執行役員制度を導入し、取締役を大幅減員(18人→10人)
2015年	<ul style="list-style-type: none"> 「監査等委員会設置会社」へ移行(以前は「監査役会設置会社」) 取締役16人体制(監査等委員である取締役4人を含む)となり、うち4人が社外取締役 「コーポレートガバナンス・コード」の各原則をすべて遵守・実施
2018年	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬制度を改革(役員の自社株保有促進のため、長期インセンティブ報酬を「株式報酬型ストックオプション」から「譲渡制限付株式」に変更) 「大規模買付ルール」(いわゆる「買収防衛策」)を廃止 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を新設(独立社外取締役2人および代表取締役1人で構成し、役員の報酬・人事に関し妥当性を確認する委員会。これに伴い「評価報酬諮問会議」は解消)
2021年	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役が5人体制に 独立社外取締役比率が1/3(12人中4人)に 「コーポレートガバナンス委員会」の構成・機能を拡充。委員は独立社外取締役全員および代表取締役全員ならびに社外有識者とし、過半数を独立社外取締役としたうえで、委員長を独立社外取締役の中から選任。役員の指名および報酬の妥当性を確認し、コーポレートガバナンス全般に関する意見形成、助言・提言なども行う 「コーポレートガバナンス委員会」を「指名・報酬委員会」に改称

リスク管理

リンテックでは、リスク管理体制強化のため、2018年4月に本部長と社長直轄組織の室長からなる全社リスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催しています。

2021年4月にサステナビリティ推進の体制が再構築・強化され、本委員会の目的は「事業におけるリスクと機会の把握、対応方針策定、職制への落とし込みおよび検証」と、明確にされました。

本委員会へのインプットは、主に各委員が持ち寄る議題と年1回の管理職を対象としたリスク洗い出しであり、委員会の議論はサステナビリティ委員会および取締役会へ四半期ごとに報告し、情報を共有し指示を受けています。

経営層および従業員への法務教育

リンテックでは、企業法務の理解促進に向け、取締役および執行役員を対象とした研修を実施しています。2021

年度は、2021年9月に「コーポレートガバナンス・コードの改定とその対応のポイント」、2022年1月に「非財務情報開示に関する最近の動向」「ビジネス文書のデジタル化に係る論点整理」のテーマで開催しました。

従業員に対しては、中堅営業職を対象に「営業職法務研修」を実施しているほか、新任管理職や新任係長の集合研修の中にも、法務講座を取り入れています。またタイムリーな法務関連情報を発信する「リーガルニュース」を年6回発行しています。

これらの研修や情報発信を通じ、日常の事業活動に潜む「法的リスク」への感度を向上させ、リスクの早期発見・対応につなげています。

■ 2021年度に発行したリーガルニュース

発行	No.	タイトル
2021年 5月	40	改正高齢者雇用安定法について
2021年 7月	41	もう悩まない! ~迷惑な勧誘電話の手口とその対処法~
2021年 9月	42	マンガや映画だけじゃない?! 意外と知らない著作権
2021年11月	43	ペーパーレスは止まらない…電子契約と改正電子帳簿保存法
2022年 1月	44	東証一部がなくなる!? 生まれ変わる東京証券取引所
2022年 3月	45	2021年4月から2022年3月までのニュースまとめ

相談窓口の設置

リンテックグループでは、重大な法令違反・倫理違反を発見した際に、不利益を受けることなく通報できる窓口として、ヘルプライン(内部通報制度)を設けています。窓口には第三者機関である弁護士が加わっており、通報者とその内容が保護されたまま、迅速な調査が行える体制を整えています。ヘルプラインについては、行動規範ガイドラインに利用方法を掲載し、グループ全体での周知を図っています。

また、2019年5月に「職場環境改善のためのハラスメント相談窓口」を設置し運用しています。これは臨床心理士などの専門家に社員が直接相談をすることができ、専門家と人事部とのタイアップにより、ハラスメントなどの職場での問題解決を目指す仕組みです。

グループ全体のガバナンスの推進

WEB より詳しい情報はCSRサイトへ

リンテック ガバナンス

検索



人権・労働に関するグローバル調査

リンテックグループでは、グループ全社を対象に、人権および労働に関する実態調査を年1回実施しています。調査項目は、法対応や差別の撤廃、人権尊重、児童労働の禁止、強制労働の禁止、賃金、労働時間、従業員との対話・協議、安全・健康な労働環境、人材育成など多岐にわたります。2022年2月にも調査を実施^{*}し、各国・各地域での法令遵守はもちろん、リンテックグループの行動規範が理解され、基本的人権が尊重された安全で健康な労働環境が確保されていることを確認しました。

今後も年1回定期的に調査を行い、実態把握とその改善に活用していきます。

情報セキュリティー

リンテックでは「情報セキュリティー管理規程」を策定するとともに、毎年「情報セキュリティー運用細則兼内部監査チェックリスト」に基づき、各部署で自己チェックを実施しています。2021年度は、e-ラーニングによる情報セキュリティー自己監査を実施し、情報管理に関する従業員の理解促進と意識向上に努めました。また、不適切投稿などが社会問題となっている状況に鑑み、社内での情報管理ルールの徹底を図るだけでなく、個人でSNSを使用する際の注意事項なども含めた総合的な教育を行っています。

りんりかわら版による倫理観の醸成

2006年度よりスタートした「りんりかわら版」は、従業員に求められる倫理観や行動規範を解説つきの川柳にし、イントラネットを通じて、分かりやすく浸透を図る取り組みです。これらの川柳を隔年で小冊子「りんりかわら版 守ってマスカ!？」にまとめ、行動規範の遵守および倫理観の醸成に役立てるとともに、お客様やお取引先にも紹介しています。

愛らしいキャラクター、マナーパトロール犬と共に“企業倫理をもっとやさしく、もっと身近に”をコンセプトに発行しています。



独占禁止法の遵守／汚職、贈収賄の防止

リンテックでは、2013年に独占禁止法遵守マニュアルを作成し、営業部門の社員に配付しているほか、営業職法務研修で「カルテル」や「再販売価格拘束」などに関する他社の違反事例を題材にした教育を実施しています。

2019年12月に、この独占禁止法遵守マニュアルを全面改訂した「独占禁止法・下請法遵守マニュアル」を発行し、グループ会社を含む管理職などに配付しました。

また、2020年3月には、日常の業務遂行の中に潜む法務的リスクについて解説した「べからず集」を作成しました。

汚職、贈収賄の防止については、従業員が携帯する冊子「行動規範ガイドライン」にその重要性を記載し、意識啓発を行っています。

行動規範ガイドラインによる意識啓発

リンテックグループでは、従業員の行動規範を記載する小冊子「行動規範ガイドライン」を発行し、一人ひとりの意識啓発に努めています。海外の従業員も同じ意識で行動できるよう「行動規範ガイドライン」は7言語に翻訳されています。2020年1月に「行動規範」を改訂したのに基づき「行動規範ガイドライン」も改訂し、2020年4月に発行しました。そして、全グループ会社従業員へ配付しました。さらにこの「行動規範ガイドライン」を使用したCSR勉強会を開催しています。



全社BCMS*1の構築

リンテックおよび東京リンテック加工、リンテック・スペシャリティー・フィルムズ(台湾)社は、地震をはじめとするさまざまな災害発生時に、人的被害を最小限にとどめ、早期に事業を再開できるよう、BCP*2策定に取り組んでいます。2014年3月にISO22301*3の認証を取得し、BCPを維持・改善するためにBCMSを運用しています。

今後も演習を繰り返しながら、全従業員へBCMSの浸透を図り、活動の活性化と充実に努めていきます。

BCMS演習

各拠点の従業員が自ら演習内容を企画し、拠点ごとに事業内容や拠点の特性に応じた演習を実施しています。各拠点の演習内容は、社内イントラネットを通じて全社的に共有しています。

■ 2021年度の実施回数

拠点数	26
回数	476



消火器演習

2022年3月
リンテック・スペシャリティー・フィルムズ(台湾)社



地震体験

2021年4月
三島工場

関連データ

社外取締役

瀬邊 明

取締役
(日本製紙株式会社 執行役員)

日本製紙株式会社における役員経験および同社資材部門などにおける長年の業務経験を通じて得られた知識・経験などが、当社取締役会の監督機能強化に生かされています。

奥島 晶子

取締役
(ジェイビートゥビー株式会社 代表取締役社長)

当社とは異なる業界において長年にわたり代表取締役社長を務めるなどの豊富な経験およびマーケティングの分野における幅広い知識・経験などが当社取締役会の監督機能強化に生かされています。

杉本 茂

取締役
(株式会社さくら総合事務所 代表取締役)

公認会計士、不動産鑑定士、税理士としての高度な専門知識および幅広い見識、長年にわたる実務経験、さらには自ら会社を経営する傍らで当社とは異なる業界において社外取締役や監督役員を務めるなど豊富な経営経験などが当社取締役会の監督機能強化に生かされています。

大岡 哲

取締役/監査等委員

政策金融における長年の経験や豊かな国際経験と専門的学識経験、他業界の社外取締役として得た知識・経験が、当社取締役会の監査・監督機能強化に生かされています。

大澤 加奈子

取締役/監査等委員

弁護士としての高度な法律知識および幅広い見識、さらには国内外の企業法務に携わることで得た知識・経験が、当社取締役会の監査・監督機能強化に生かされています。

(2022年6月22日現在)

取締役会の開催状況

- 開催数(回) 15
- 取締役の出席率(%) 100
うち、社外取締役の出席率(%) 100

監査等委員会の開催状況

- 開催数(回) 13
- 監査等委員の出席率(%) 100
うち、社外監査等委員の出席率(%) 100

*1 BCMS: Business Continuity Management System(事業継続マネジメントシステム)の略称。企業の重要な製品またはサービスに重大な影響を与えるインシデント発生の際に「事業を継続」するため、組織の現状を理解して事業継続計画を策定し、演習により計画の実効性評価を行い、システムを運用するマネジメント手法。

*2 BCP: Business Continuity Plan(事業継続計画)の略称。企業が事故や災害などの緊急事態に遭遇した場合、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために事前に策定された行動計画。

*3 ISO22301: 地震や火災、ITシステム障害や金融危機、取引先の倒産、あるいはパンデミックなど、災害や事故、事件などに備えて、さまざまな企業や組織が対策を立案し、効率的かつ効果的に対応するためのBCMSの国際規格。